

第2部
各論

【計画全体の構成】

〔第1部：総論〕

第1章 計画の策定にあたって

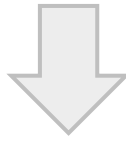
（計画とはどういうものか、背景と趣旨、法的位置づけや計画期間など）

第2章 障害のある人及び障害福祉の現況と課題

（現状と課題の集約・分析、国内外の動向、障害者手帳所持者数、現行計画の総括、意識調査やアンケート調査、ヒアリング、自立支援協議会からの意見などを踏まえて課題を集約）

第3章 計画の基本的な考え方

（この計画の理念や目標、施策に共通する考え方、施策体系）



〔第2部：各論〕

第4章 重点施策

（計画期間において横断的・重点的に取り組む施策）

第5章 市川市障害者計画

（各施策及び具体的事業に関する計画）

第6章 第5期市川市障害福祉計画・第1期市川市障害児福祉計画

（障害者総合支援法に定める障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業と児童福祉法に定める障害児通所等に関する計画）

第7章 計画推進のために

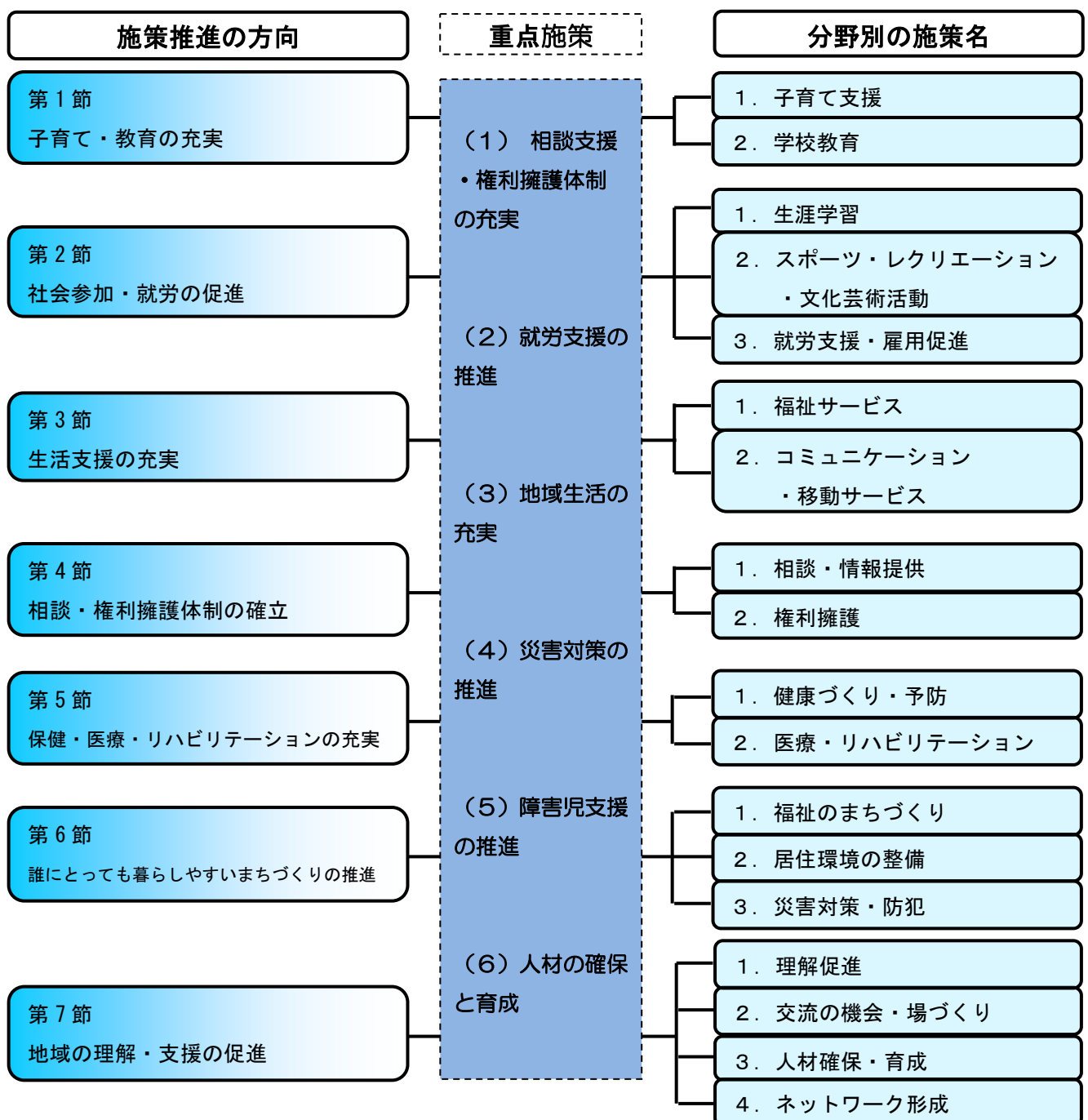
（計画を着実に進めるための方策）

第4章 重点施策

1. 重点施策とは

第3次いちかわハートフルプランの計画年度（平成30～32年度）において、市が重点的に取り組むべき施策を、「重点施策」として位置づけます。

重点施策は、「第3次いちかわハートフルプラン」全体として、施策横断的な取り組みとし、そのもとに具体的な事業を位置づけます。



2. 重点施策

(1) 相談支援・権利擁護体制の充実

【施策の方向性】

- 市民にとって分かりやすく、適切な支援やサービスに結びつく相談支援体制の構築をはかります。
- 基幹相談支援センターについては、地域における相談の中核的な役割として、総合的な相談対応、権利擁護（成年後見制度や虐待防止の相談）、人材育成や地域のネットワーク化を図るなどの業務を行います。
- 相談支援の現場から地域の課題を集約し、サービスの開発につなげていくため、自立支援協議会を核とした取り組みを進めます。
- 成年後見制度の周知及び制度を必要とする方への適切な支援を推進するとともに、担い手となる市民後見人の養成を行います。
- 障害者虐待や障害者差別について、広く市民への周知・啓発を行うとともに、その相談に適切に対応することで、障害者虐待を未然に防止し、また、障害者差別の解消に努めます。

【具体的な事業】

- ・相談支援事業（指定相談支援事業・障害者相談支援事業）（125・142 ページ）
- ・基幹相談支援センター（130 ページ）
- ・成年後見制度利用支援事業（132 ページ）
- ・障害者虐待防止センター（84 ページ）
- ・障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消に関する会議（84 ページ）

【指標等】

指標等	現状（平成 28 年度）	見込数値（平成 32 年度）
指定特定相談支援事業所箇所数	33 箇所	40 箇所
基幹相談支援センター職員による 関係会議への出席種類数・回数 (ネットワーク構築)	27 種類 128 回	35 種類 171 回

「障害者虐待防止法」の認知度	10.1% (※1)	30.0% (※2)
「障害者差別解消法」の認知度	19.0% (※1)	40.0% (※2)
成年後見報酬助成延べ件数	12件	18件

※1 平成28年に行った「障害のある方々の暮らしと福祉についての意識調査」の結果から

※2 e-モニターによる結果

(2) 就労支援の推進

【施策の方向性】

○一般就労への移行を促進するとともに、就職後のアフターケアを強化し、職場への定着をはかります。

○福祉的就労の場への業務発注などを拡充するとともに、生きがいや社会的役割を獲得するなど、工賃向上だけではない多様な働き方の充実をはかります。

【具体的な事業】

- ・就労移行支援事業 (119 ページ)
- ・就労定着支援事業 (119 ページ)
- ・チャレンジドオフィスいちかわ (73 ページ)
- ・雇用促進事業 (73 ページ)
- ・優先調達推進事業 (73 ページ)
- ・就労継続支援事業 (119 ページ)

【指標等】

指標等	現状 (平成28年度)	見込数値 (平成32年度)
一般就労への移行者数	83人	125人
年間一般就労移行率 (※)	36.7%	46.5%
就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率	—	80%以上
就労移行支援事業の利用者数	885人	1,062人
市からの業務発注の件数	7件	12件

※市内の就労移行支援事業所の利用者及び障害者就労支援センター「アクセス」の就職活動支援登録者のうち一般就労に移行した人の割合

(3) 地域生活の充実

【施策の方向性】

- 地域生活支援拠点等の整備に向けて、本市にふさわしいあり方について、自立支援協議会における協議内容を踏まえ、検討を進めます。
- 市内における一時預かり・短期入所のニーズに応える方策を、実現に向けて検討します。
- 入所施設・精神科病院からの地域生活への移行だけでなく、親元からの自立などに伴うグループホームやアパートなどへの生活拠点の移行や、地域生活の定着への支援の充実をはかります。
- 理解や周知の進んでいない障害について、講演会や研修会を行い、普及啓発に努めます。
- 技術の進歩に応じたコミュニケーション支援の充実をはかります。
- 重症心身障害児者や中途障害者等に対し、身近な地域においてリハビリテーションを受けることができるよう、環境整備を進めます。
- 道路や公共施設等のバリアフリー化を進めます。

【具体的な事業】

- ・地域生活支援拠点等（112 ページ）
- ・短期入所事業（120 ページ）
- ・共同生活援助事業（122 ページ）
- ・指定一般相談支援事業（125 ページ）
- ・自立生活援助事業（122 ページ）
- ・精神障害等に関する講演会・研修会の開催（76 ページ）
- ・意思疎通支援事業（134 ページ）
- ・身体障害者地域リハビリテーション体制整備事業（88 ページ）
- ・新第1庁舎整備事業（92 ページ）
- ・人にやさしい道づくり重点地区整備事業（91 ページ）

【指標等】

指標等	現状（平成 28 年度）	見込数値（平成 32 年度）
地域生活支援拠点等整備数	検討中	1 つ

指定一般相談支援事業所箇所数	7箇所	10箇所
入所施設からの地域生活移行者数	8人	19人
精神科病院長期在院者数（※）	239人	215人
市内グループホームの定員数	161人	195人

※本市の生活保護受給者及び精神障害者入院医療費助成制度対象者のうち、精神科病院に継続して1年以上入院している人数

（４）災害対策の推進

【施策の方向性】

○避難行動要支援者対策事業については、「避難行動要支援者」の把握に努めるとともに、避難の支援等を実施するための基礎とする名簿を作成します。また、前述の名簿の作成とともに、平成30年度に制度改正を実施し、支援を必要とする方が掲載された名簿が、活用したいと考える避難支援等関係者へ提供される体制を整えることにより、平時における地域のつながりを促進します。

○民生委員や自治会等への理解を進めるため、障害者団体連絡会と連携して啓発をはかります。

○災害時に必要とされる福祉用具について協定を結び、速やかに必要な物資を供給できる体制づくりを進めます。

【具体的な事業】

- ・避難行動要支援者対策事業（96ページ）
- ・福祉避難所（97ページ）
- ・自発的活動支援事業（129ページ）
- ・障害者団体連絡会運営支援（105ページ）
- ・災害時における福祉用具等の供給に関する協定（97ページ）

【指標等】

指標等	現状（平成28年度）	見込数値（平成32年度）
避難行動要支援者名簿の登録者数の増加率（対平成30年度比・障害分）	-	新制度施行後の名簿登録者数（障害分）を5%増
自治会等への啓発事業回数	4回	4回

総合防災訓練への障害者団体連絡会 からの参加	1回	1回
---------------------------	----	----

（５）障害児支援の推進

【施策の方向性】

- 保健、保育、教育等と連携を深めることで、子どもたちが身近な地域で必要な支援を受けて成長していけるように努めていきます。
- 発達に課題のある子どもたちに対し、民間事業所において障害特性に沿った適切な支援ができるように、支援の質の向上を図っていきます。
- 医療的ケアが必要な子どもたちに対する支援を進めるために関係機関が連携し、協議できる体制づくりを進めます。
- 一人ひとりにあった適切な障害児福祉サービス等を提供するため、相談支援事業所による障害児支援利用計画の作成を進めていきます。

【具体的な事業】

- ・ 保育所等訪問支援事業（142 ページ）
- ・ 障害児相談支援事業（142 ページ）
- ・ 地域職員への研修事業（63 ページ）
- ・ 医療的ケアが必要な子どもに関する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置（114 ページ）

【指標等】

指標等	現状（平成 28 年度）	見込数値（平成 32 年度）
保育所等訪問支援事業延べ訪問回数	54 回	150 回
地域職員への研修参加人数	340 人	400 人
主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援センター及び 放課後等デイサービス事業所の数	3 箇所	4 箇所
指定障害児相談支援事業所箇所数	22 箇所	30 箇所

(6) 人材の確保と育成

【施策の方向性】

- 地域におけるボランティアを育成し、障害福祉の担い手を確保します。
- 障害福祉サービス事業所や求職者に対し、雇用の機会を拡大できるよう、支援策を検討します。
- 障害の特性や、支援の専門性に応じた研修を行い、専門的な知識や技術の普及をはかります。
- 障害福祉サービス事業所相互のネットワーク化をはかり、お互いに支え合う関係をつくる中で、事業所や職員の孤立・離職を防ぐ取り組みを促します。

【具体的な事業】

- ・障害児者相談支援ガイドライン研修（103 ページ）
- ・夏休み体験ボランティア実施事業（103 ページ）
- ・就労支援に関わる研修（73 ページ）
- ・相談支援グループスーパービジョン（81 ページ）

【指標等】

指標等	現状（平成 28 年度）	見込数値（平成 32 年度）
障害児者相談支援ガイドライン 研修平均受講者数	85 人	85 人
相談支援グループスーパービジョン 参加事業所数	26 箇所	36 箇所
市内法人における入職率（※）と 離職率（※）の差	3.1 ポイント	5 ポイント以上

※本市に本部を置く障害福祉サービス等を実施する法人における当該年度の入（離）職者数を在籍職員数で除した割合

第5章 市川市障害者計画

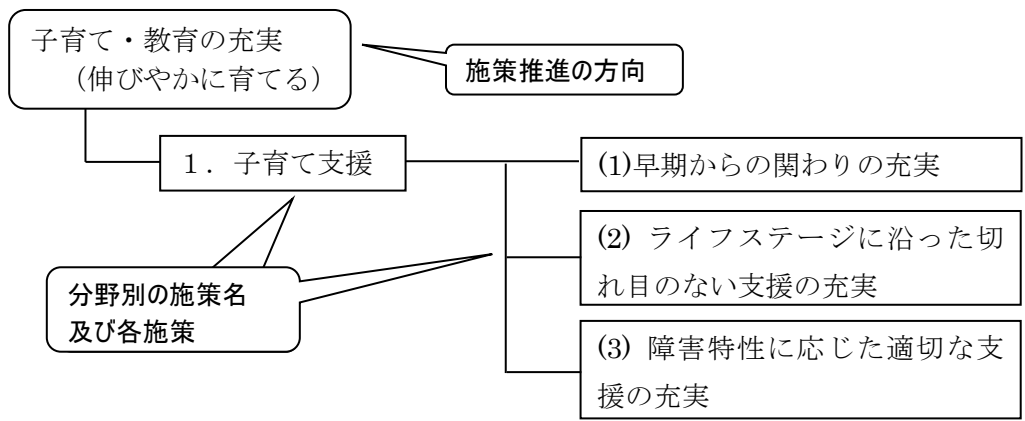
<凡例>

【現況と課題】

主に市内の現在の状況と課題について記述しています。

【施策の基本方針】

基本目標の実現に向けた7つの施策推進の方向に沿って、分野別に施策を進めるための基本となる方針を定めたものです。



【施策の概要】

施策の概要を定めたものです。

市として特に重点的に取り組む事業を「重点事業」として、成果目標または活動指標を定めます。

<重点事業>

事業名 (担当課)	1 ○○事業		○○部 ○○課	
事業概要				
指標等	現況		活動指標	
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度

重点事業以外の、施策を推進するための事業を「その他の事業」としてまとめています。

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
1 ○○事業	○○部 ○○課	

1. 子育て支援

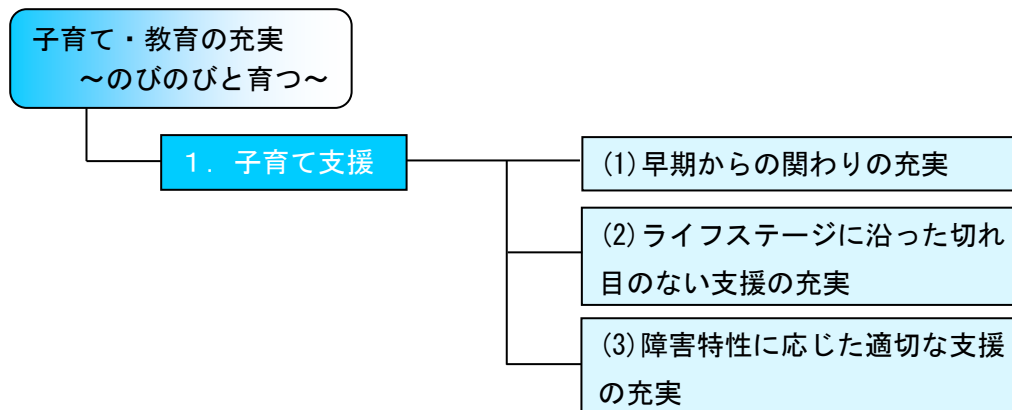
【現況と課題】

- 発達に様々な課題を持つ子どもたちは、それぞれの特性に応じた適切な対応を必要としており、地域での健やかな成長を支援することが大切です。そのためには、早い段階から子どもたちの特性を理解し、一人ひとりに応じた子育てをしていく必要があります。
- 保護者にとっては、子どもの障害を受けとめることが難しいこともありますが、思いに丁寧に寄り添いながら、子どもへの理解を深め、子育て力を高める支援が必要です。
- 子ども発達相談室では、年間延べ1万人ほどの利用があり、相談、指導を受けています。その数は年々増加しており、特に行動や情緒に心配のある子どもの相談数が増えてきています。
- 一人ひとりの子どもにあった成長を支援するため、本市には児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所などがあります。障害が疑われる段階から身近な地域でこのような専門的な支援を行う必要がありますが、質、量両面での確保が必要となります。
- 幼稚園や保育園に通園しながら、あるいは学齢期においては放課後保育クラブを利用しながら通所支援を利用している子どもが増加してきています。この現状を踏まえて、今後さらに保育、教育、子育て等関係機関との連携を一層深め、一人ひとりの子どもの特性への共通理解を持って支援していくことが不可欠です。
- 医療的ケアが必要な子どもたちについては支援の体制が整っていないのが現状です。身近な地域で成長していくために、医療、保健、福祉、教育分野の各機関が連携し、重層的な支援を行っていくことが求められます。
- 障害児相談支援については、相談支援専門員による利用計画は客観的専門的な観点から重要な事業ではありますが、依然保護者による計画作成の比率が高いのが現状です。セルフプランを作成する保護者への支援を丁寧に行いながら、相談支援についての理解を深めるための周知啓発活動をどのように進めていくか、相談支援専門員の質、量を今後どのように向上させていくかが課題となります。

【施策の基本方針】

保護者がこどもの発達について心配を抱いた時期から、悩みや思いに寄り添いながら、一人ひとりのこどもに応じた支援ができるように、早期支援の体制作りを行います。

また、成長の過程によって変わっていくこどもの姿を保護者と共有しながら、様々な関係機関と緊密に連携を取って支援をしていきます。



【施策の概要】

(1) 早期からの関わりの充実

疾病や障害の早期発見のため、関係機関の連携を強化し、母子保健相談や乳幼児健康診査の充実に努めます。また、個人に合わせたきめ細かな対応ができるよう、こどもの発達に心配のある保護者に対しての相談体制の充実を図ります。

(2) ライフステージに沿った切れ目のない支援の充実

こどもたちが成長していく中で、一人ひとりにあった支援が継続されていくように、こども政策部、福祉部、教育委員会等との連携を強化し、ライフサポートファイル等を活用した一貫した支援が行えるように努めていきます。

なかでも学齢期以降のこどもたちへの支援については、様々な関係機関が情報共有し、重層的な支援がしっかり引き継がれるような体制づくりを進めていきます。

(3) 障害の特性に応じた適切な支援体制の構築

発達障害や強度行動障害、重症心身障害児等、それぞれの障害特性を正しく理解し、適切な支援ができるよう、研修等による支援の質の向上に努めます。

特に、現在発達障害に関する相談が増加しています。そのような相談に適切に対応できるよう、発達障害者支援センター（CAS）等の専門機関と連携し、支援体制を構築していきます。

<重点事業>

事業名（担当課）	1 保育園巡回相談事業	こども政策部 発達支援課		
事業概要	民間の保育園を巡回し、障害児に対しての適切な支援について職員に対して助言を行います。			
指標等	保育園巡回件数			
	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	32 回	55 回	70 回	75 回

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
1 ライフサポート ファイル活用事業	こども政策部 発達支援課	ライフステージを通じた一貫した支援ができるよう、本人に関する情報や支援内容を記録するとともに、関係機関の支援の経過等が一冊にまとめられた情報を伝達するツールとしてライフサポートファイルを活用していきます。
2 地域職員への研 修事業	こども政策部 発達支援課	保育園、幼稚園や学校等の職員に向けて、支援の質の向上を図るため、障害児の特性理解についての研修を行います。
3 放課後保育クラ ブ事業	生涯学習部 青少年育成課	放課後保育クラブに障害児を受け入れるための環境を整備します。また、保育内容の充実をはかることを目的に、職員の研修を実施します。

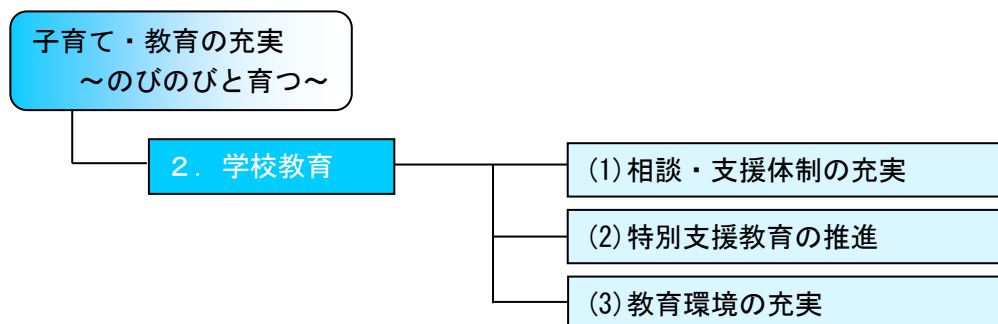
2. 学校教育

【現況と課題】

- これまで本市では、障害のあるこどもが一人ひとりの能力や個性に合わせて学び、障害のないこどもと交流できるような教育を基本として、教育課程や指導体制の充実をはじめ、福祉教育や障害理解教育の推進、教職員を対象とした研修の充実を図るなどの施策を進めてきました。
- 特別支援教育は、障害児一人ひとりを理解し、きめ細かな支援・指導を行うものであり、障害理解教育と併せて、これからの教育において重要な方向性の一つです。また、今後は、こどもたち一人ひとりが多様であることを前提に、障害の有無にかかわらず、自分に合った配慮を受けながら、共に学ぶことを目指す教育理念と実践プロセスであるインクルーシブ教育の推進が望まれています。
- 学習障害、注意欠陥・多動性障害、自閉症スペクトラム障害（用語解説参照）などのいわゆる発達障害等を含む特別支援教育を適切かつ効果的に進めるため、障害特性に応じた教育を行うことのできる専門職員の育成・確保が必要となります。
- 本市では、各学校において、市川の学校教育3ヵ年計画に沿って、研修の充実や専門機関との連携に努め、情報を交換しながら、個別の教育支援計画づくりを進めています。今後は全ての学校で支援を要するこどもたちの理解と適切な指導・支援が提供できるよう、地域との関わりを重視した教育体制の充実が重要です。
- 特別支援学校卒業生の進路は、概ね約60～70%が福祉的就労、残りの約30%程度が一般就労となっていますが、就労や社会生活に対する意識を確立する教育も重要となっています。
- また、意識調査の結果によると、障害特性に応じた学校施設のバリアフリー化などの教育環境の整備充実も求められています。

【施策の基本方針】

多様性と専門性を両立できる総合的で柔軟な受入れ体制による特別支援教育を充実するとともに、障害理解教育の積極的な推進により、障害の有無に関わらず、互いを尊重し、共に生きる社会を目指す教育を進めます。



【施策の概要】

(1) 相談・支援体制の充実

学齢期の障害児に対する相談・支援体制を充実するとともに、こども発達センターなどの就学前の障害児に対する支援機関と学校の連携を強化し、一人ひとりの状況に応じた相談・支援に努めます。また、様々なサービスが指定障害児相談支援事業所によるアセスメントのもと、適切に提供されるよう、相談支援の充実をはかります。

(2) 特別支援教育の推進

研修会等を充実し、特別支援教育の担い手の育成を進めながら、特別支援学校のセンター的機能を発揮し、小・中・義務教育学校との連携協力を積極的に推進して、全ての学校において支援を必要とするこどもに対する支援体制の拡充を図ります。

(3) 教育環境の充実

学校施設などのバリアフリー化を進めるとともに、学校生活の中での地域のサポーターの育成や配置により、誰もが楽しく学べる教育環境の充実に努めます。

<重点事業>

事業名（担当課）	2 特別支援教育推進事業	学校教育部 指導課		
事業概要	市川市特別支援教育推進計画（第2期）に則り、全ての幼稚園・学校において、特別な教育的ニーズのある児童生徒の市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）を作成し、関係機関との連携を図りながら、一貫した支援を目指します。			
指標等	市川スマイルプランの作成率			
	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	1.7%	2.1%	2.4%	2.7%

＜その他の事業＞

事業名	担当課	事業概要
4 市川市特別支援 連携協議会	学校教育部 指導課	教育、医療、保健、福祉、労働、親の会等の関係者で構成する会議を設置し、関係機関との連携を図りながら、特別支援教育を推進し、障害のある幼児、児童、生徒に対する指導の充実と支援体制の整備を促進します。
5 義務教育学校整備 事業	生涯学習部 教育施設課	塩浜学園の校舎等建替えに伴い、手摺、スロープ、点字ブロック、エレベーター等のバリアフリー設備を取り入れていきます。

第2節 社会参加・就労の促進 ～地域で活動する～

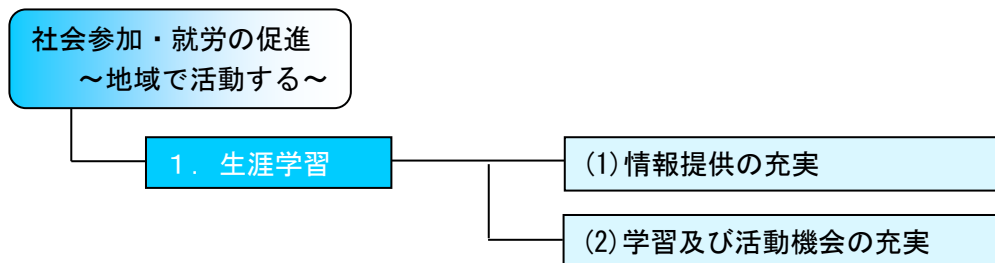
1. 生涯学習

【現況と課題】

- 学校卒業後も学習する意欲や関心を持ち続けることはその人らしい暮らしの実現のために重要です。また、学習活動を通じて、多様な人と交流することは社会参加のきっかけともなります。
- 障害について知り、仲間同士で支え合うという意味合いを持つピア活動や、本人の意思を尊重した自主的な活動を促進していく視点も重要です。
- 公共施設などの利用しやすさを高め、障害特性に応じた合理的配慮を提供することで、身近で気軽に活動に参加できる環境を整備することも必要です。

【施策の基本方針】

多様なニーズの把握と情報発信に努め、障害者が主体的に学習できる環境の整備充実を図ります。



【施策の概要】

(1) 情報提供の充実

生涯学習の機会について、障害特性に応じた情報提供の充実を図りながら、より多くの機会に障害者が参加できるよう、ニーズと活動内容の整合など、調整機能の充実に努めます。

(2) 学習及び活動機会の充実

より多くの障害者が生涯学習のための機会を得られるよう、仲間同士で支え合うピア活動などをはじめ、多様な活動の選択肢の充実を支援します。また、公共施設のバリアフリー化や図書館における各種資料の充実、市主催の講座等における障害特性に応じた合理的配慮の提供など、学習環境の向上を進めます。

<重点事業>

事業名（担当課）	3 市主催講座・講演等における合理的配慮の推進	福祉部 障害者支援課		
事業概要	市が主催する講座や講演会等において、手話通訳や要約筆記、車椅子席などの合理的配慮をはかるよう、庁内に働きかけます。			
指標等	手話通訳・要約筆記の派遣件数			
	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	8 件	10 件	11 件	12 件

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
6 図書館の障害者資料製作・収集事業	生涯学習部 中央図書館	資料変換奉仕者との連携・協力体制を引き続き維持し、点字図書や音訳図書並びに布の絵本・おもちゃなど、障害者資料の充実を図るとともに、市販の障害者資料の収集も検討します。

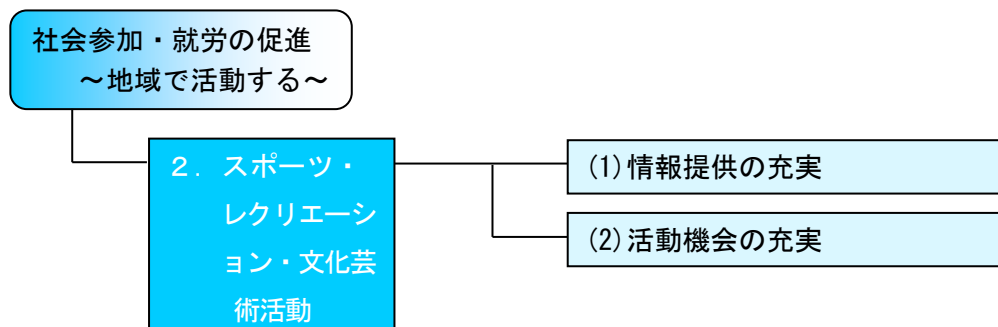
2. スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動

【現況と課題】

- スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動は健康づくりや生きがいつくりの側面のほか、障害者本人の社会性の形成・維持に役立ちます。
- コミュニケーションの機会が増えるとともに、知人・友人が増えることで、生活を支え合う地域体制づくりにもつながり、また、スポーツやレクリエーション、文化芸術活動に取り組み、楽しんでいる姿は結果的に障害者に対する理解向上につながると考えられます。
- 現在、本市では、障害者の健康づくりや生きがいつくりを目指し、県主催の障害者スポーツ大会への参加や、障害者軽スポーツ教室、俳句やコーラスなどの文化講座を開催していますが、参加者数は多いとは言えない現状があります。
- 障害に応じた活動を支援・指導する人材が少ないことも課題であり、今後は情報提供や参加を支援する人材、活動環境などの充実を図る必要があります。

【施策の基本方針】

障害の有無や種類に関わらず、気軽に活動する機会を充実させ、心身の健康維持・向上と生きがいつくりを促進します。



【施策の概要】

(1) 情報提供の充実

身近な地域でのスポーツ・レクリエーション・文化芸術活動の機会について、障害特性に応じた情報提供の充実を図りながら、より多くの機会に障害者が参加できるよう、ニーズと活動内容の整合など、調整機能の充実に努めます。

(2) 活動機会の充実

より多くの障害者がスポーツ・レクリエーション・文化芸術活動を楽しめるよう、障

害者対象、あるいは障害の有無に関わらない多様なイベントなどを含め、活動の選択肢の充実をはかるとともに、活動を支援する人材を育成し、障害特性に応じた支援の充実を図ります。また、公共スポーツ・レクリエーション施設のバリアフリー化などを進め、活動環境の向上を図ります。

<重点事業>

事業名（担当課）	4 障害者スポーツ事業	文化スポーツ部 スポーツ課		
事業概要	障害のある方にスポーツに親しむ機会を提供するとともに、健康・体力の保持と増進をはかります。			
指標等	障害者軽スポーツ教室への参加人数			
	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	45 人	100 人	100 人	100 人

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
7 障害者文化講座	福祉部 障害者支援課	障害者に文化活動の場を提供する講座（合唱・俳句）を実施します。

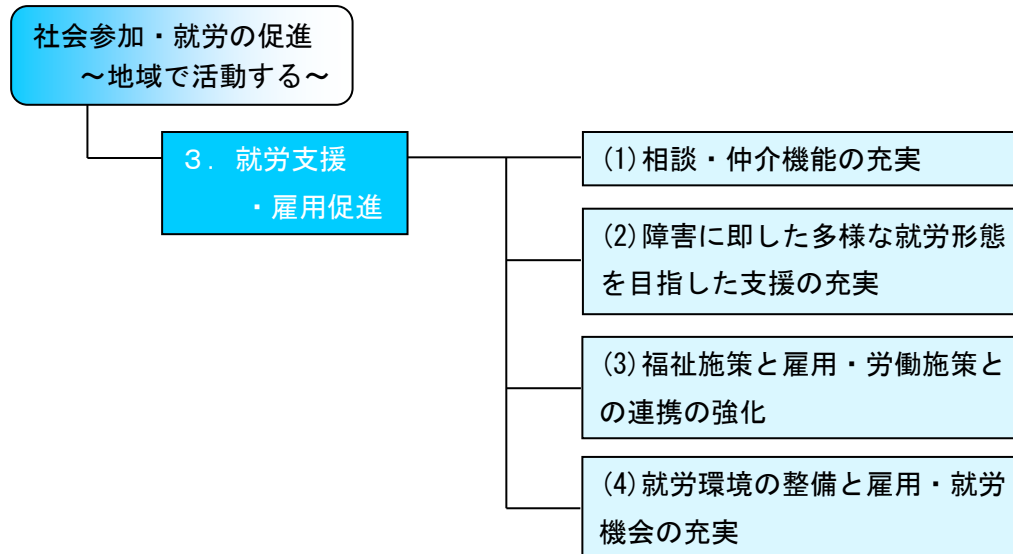
3. 就労支援・雇用促進

【現況と課題】

- これまで本市では、市内の企業や障害福祉サービスなどの事業所に働きかけ、障害者が働ける場の確保に努めるとともに、相談や職場実習、就労後のアフターケアを含め、障害者の就労を総合的に支援することを基本に施策を進めてきました。
- 就労は、地域での生活を実現する上で重要ですが、必ずしも金銭的な収入だけが目的ではなく、働くこと自体や社会の中で役割を果たすことなどにおいても重要です。
- 本市では、障害者就労支援センター「アクセス」を平成 12 年に開設し、障害者の就労に積極的に取り組んできましたが、就労後の定着支援や生活支援のあり方について、多くの課題を抱えています。また、障害について理解している企業はまだまだ少なく、就労先の選択肢が少ないのが現状です。
- 当事者の高齢化により、就労をリタイアした後の暮らし方や居場所などについても、検討を進める必要があります。
- 一方で、就労継続支援 B 型などの工賃は安く（平成 28 年度の千葉県内における就労継続支援 B 型事業所の工賃実績：月額 13,769 円・就労継続支援 A 型事業所の工賃実績：月額 65,955 円）、生活できる収入にならないことや、障害特性によっては体調を一定に保つことができず、継続的に働くことが困難であることなども課題としてあげられます。
- 平成 25 年に障害者優先調達推進法が施行され、障害者就労施設等で就労する障害者の経済面での自立を目的に、本市でも調達方針を策定し、障害者就労施設等からの調達を行っています。しかしながら、調達実績は充分とは言えず、一層の調達を進める必要があります。
- 障害者就業・生活支援センターや労働関係機関との連携の強化を図るとともに、就労支援体制の整備を図る必要があります。

【施策の基本方針】

社会生活への訓練を含む福祉的就労から一般就労まで、本人の意思に添った就労ができるよう、企業の理解を促進しながら、多様な選択肢のある環境づくりに努めます。



【施策の概要】

(1) 相談・仲介機能の充実

障害者就労支援センター「アクセス」において、障害や個人の特性、地域性や企業のニーズを踏まえ、相談・仲介・調整などの機能の充実を図るとともに、就労後のアフターケアの充実に努めます。

(2) 障害に即した多様な就労形態を目指した支援の充実

社会参加を目指すための基本として、福祉的就労や社会生活訓練の充実を進めるとともに、就労・職業訓練プログラムの作成や職業体験の機会の充実など、障害に即した多様な就労への支援に努めます。

(3) 福祉施策と雇用・労働施策との連携の強化

地域における関係機関相互のネットワークを構築するとともに、国・県が実施する雇用・労働施策との連携などを進め、就労に向けた様々な制度や手法の活用を促進します。

(4) 就労環境の整備と雇用・就労機会の充実

当事者や支援者と企業の交流を促進し、相互理解を深めながら、就労先の開拓や短時間就労やグループ就労などの就労のあり方の検討を進めます。また、企業に対しては、雇用促進制度のPRや助言・支援の充実に努める一方で、障害当事者に対しては、就職準備・技能習得への支援に加え、事業開始や拡充などの起業に向けた情報提供などのほか、就労離脱後の再就労支援などを図ります。さらに、市が率先して雇用・就労機会、障害者就労施設への発注の拡充に努めます。

<重点事業>

事業名（担当課）	5 優先調達推進事業	福祉部 障害者支援課		
事業概要	障害者優先調達法に基づき、市における障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針を策定し、優先的に物品や役務の調達をはかります。			
指標等	調達件数			
	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	7 件	10 件	11 件	12 件

事業名（担当課）	6 就労支援に関わる研修	福祉部 障害者支援課		
事業概要	自立支援協議会の就労支援部会を中心に就労支援にかかわる課題を抽出し、課題に沿った研修を実施することにより、就労支援の担い手の育成を図ります。			
指標等	開催回数			
	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	1 回	1 回	1 回	1 回

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
8 チャレンジドオフィスいちかわ	総務部 人事課	働く意欲があるものの、なかなか就労に結びつかない障害者を、一定期間、本市の非常勤職員として採用し、その実務経験を活かして、一般企業等への就労につなげることを目指します。
9 雇用促進事業 (障害者就労支援)	経済部 商工振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用促進奨励金 市内に居住する障害者、重度障害者を雇用する事業主に対し、奨励金を交付することにより、障害者に係る雇用機会の拡大を図ります。 ・職場実習奨励金 市内に居住する障害者を職場実習に受け入れた事業主に奨励金を交付することによって、障害者の雇用機会の拡大を図ります。 ・障害者の雇用を拡大し、法定雇用率の達成を図るため、ハローワーク市川と本市との共催により、企業と障害者の個別面接による「障害者就職面接会」を開催します。

第3節 生活支援の充実 ～地域で暮らす～

1. 福祉サービス

【現況と課題】

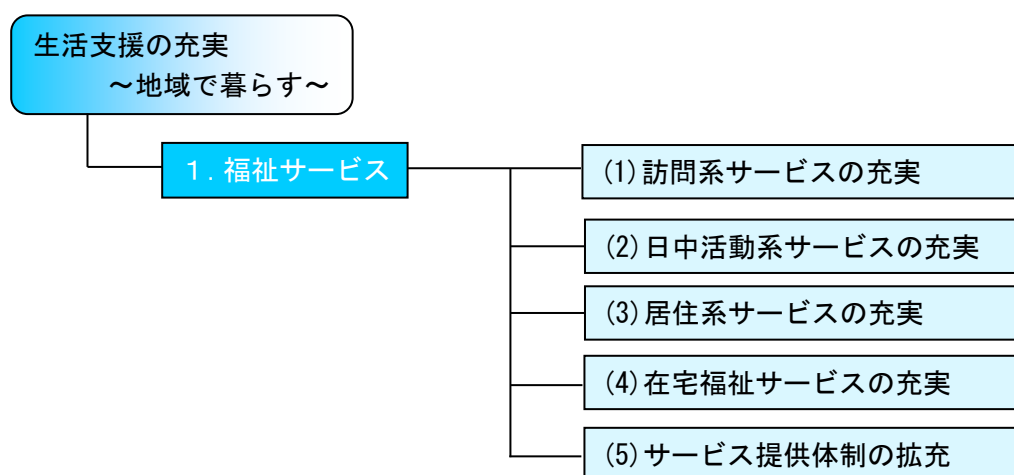
- 障害者の地域での生活を実現するために、生活支援を充実させることが重要となっており、そのためには障害福祉サービスなどの提供体制の確保が必要です。
- 本市ではこれまで、障害者の地域での生活を実現できる体制づくりを目指し、在宅の障害者へのホームヘルプの充実、通所施設などの日中活動の場の確保、グループホームなどの居住の場の整備を進めてきました。
- 訪問系サービスの利用は緩やかな増加傾向となっており、意識調査の結果でも、今後は家事援助、知的障害者においては移動支援やレスパイトサービスなどの利用意向が高くなっています。その一方で、現状では事業所数が不足しているため、増加するニーズには必ずしも応じきれていないのが実状です。
- 日中活動系サービスについては、意識調査の結果でも、特別支援学校卒業生の日中活動の場として、今後の利用意向も高く、身近な地域におけるバランスの取れたサービス提供基盤の整備が求められています。また、自立訓練（機能訓練）や短期入所については、市内にサービスを提供できる事業所が少なく、更なる整備が求められています。
- 居住系サービスについては、特に知的障害者でグループホームの利用意向が入所施設を大幅に上回っていますが、開設にあたっては、世話人の確保とともに、消防法や建築基準法等における基準を満たすことが求められることから、なかなか開設が進まない現状があります。一方、精神障害者では一人暮らしや結婚生活への希望が多くなっています。
- 当事者及び家族の高齢化の進行に伴い、家族への負担がより大きくなるため、訪問系サービスやグループホームなどの住まう場の充実を始めとした地域での支援体制の整備は喫緊の課題となっています。
- 日常的に医療行為の必要な障害児者などの地域生活が可能となるよう、専門的な技能を有した支援者の確保やそうした障害に対応できる施設の整備も課題となっています。
- 上記の全てのサービスにおいて、サービスを提供する支援者の質の担保及び向上が課題となっています。

○今後は、家族への支援を含め、障害者が地域で暮らし続けていくための様々な福祉サービスについて、その種類ごとの必要量や確保のための方策を検討し、計画的な基盤の整備を進めることが求められます。

○難病患者等の制度の狭間に置かれた障害者へのサービス利用についても、障害者総合支援法の施行により新たに対象となりましたが、利用の実績は少なく、制度の周知や実状の把握を含め課題となっています。

【施策の基本方針】

今後見込まれる需要量を充足するため、サービスを提供する事業所及び人材の確保及び質の向上に努めるとともに、一緒に暮らす家族への支援など、地域でのライフスタイルに合わせた支援の総合的な実施を図ります。



【施策の概要】

(1) 訪問系サービスの充実

地域での生活を支える訪問系サービスの充実のため、ヘルパー等の人材の育成、確保に努めながら、強度行動障害や重症心身障害児者に対するホームヘルプなどを含め、多様な障害に対応できるよう、関係機関の連携などによるサービス提供体制の全体的な整備を図ります。

(2) 日中活動系サービスの充実

日中活動のための場や、家から外に出る機会を増やすため、地域の既存の社会資源を活用するとともに、事業所の拡充を促進します。加えて、身近な地域における短期入所や自立訓練（機能訓練）など、当事者ニーズへの対応の充実を図ります。

(3) 居住系サービスの充実

地域での暮らしの実現に向け、グループホームや生活ホームの整備促進や運営支援を

実施します。また、公営住宅や一般住宅などの活用を促進するとともに、地域で暮らすための夜間・休日等における居住支援など、きめ細かい支援体制の充実に努めます。さらには緊急時対応としての短期入所や、地域での暮らしに向けての体験入居などの充実に図ります。また、計画相談支援やグループホーム等支援ワーカー等によるニーズ把握を踏まえて適正な必要量を把握し、居住の場の確保を図ります。

(4) 在宅福祉サービスの充実

在宅での暮らしの充実のため、各種手当や介護費用の助成、補装具費の支給などの経済的な支援のほか、日常生活用具の給付や訪問入浴サービスなどの充実に図ります。また、障害者を支える家族への支援として、日中一時支援やレスパイトサービスの充実に進めるとともに、障害者総合支援法の施行に伴い、障害者の範囲に含まれた難病患者等に対しては、制度の周知を行い、障害福祉サービス等の提供を進めます。

(5) サービス提供体制の拡充

一人ひとりのニーズに合った適正なサービスの提供のため、適切なアセスメントやニーズ把握に基づいた計画相談支援の普及に努めます。また、必要なサービスが地域で受けられるよう、地域全体として事業所数を増やすための参入を促進するとともに、研修などの機会を通じて支援の質の向上を目指します。また、当事者の高齢化に伴う介護保険サービスへの移行については、一律に介護保険制度を優先させるのではなく、当事者個々の状況に応じて、柔軟なサービス利用ができるよう、検討していきます。

<重点事業>

事業名（担当課）	7 精神障害等に関する講演会・研修会の開催		福祉部 障害者支援課	
事業概要	理解が進まず、普及啓発が望まれる精神障害等について、講演会や研修会を企画・広報して、これを実施します。			
指標等	実施回数 講演会・研修会への参加延べ人数			
	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	—	1 回 50 人	2 回 100 人	3 回 150 人

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
10 高次脳機能障害者支援会議	福祉部 障害者支援課	千葉県が高次脳機能障害支援普及事業として指定した千葉リハビリテーションセンターの職員（支援コーディネーター）を講師アドバイザーとして招き、高次脳機能障害者の地域生活を支援するため、地域の関係者と困難事例の検討・研究を実施し、効果的な施策について検討します。
11 グループホーム等入居者家賃助成事業	福祉部 障害者支援課	障害者の地域での生活を支援することを目的に、グループホーム、生活ホーム、ふれあいホームに入居している障害者に対して、家賃負担の一部を助成することにより、負担の軽減を図ります。

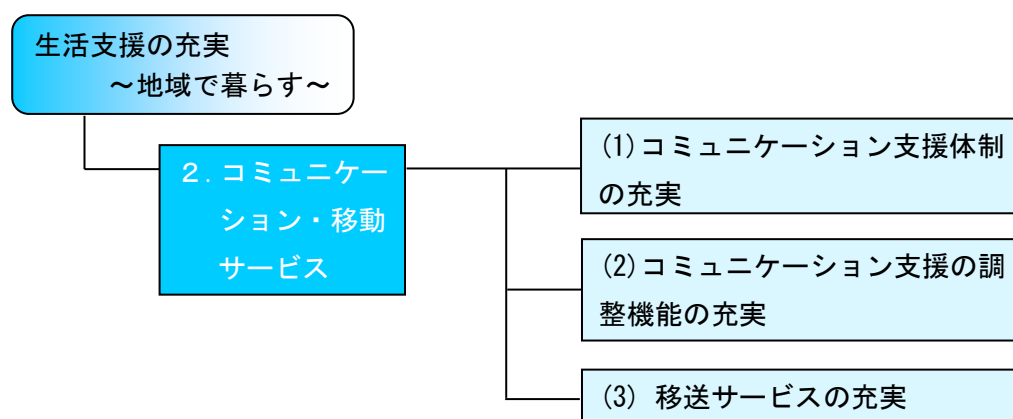
2. コミュニケーション・移動サービス

【現況と課題】

- 手話を使える聴覚障害者の数に対して、市に登録している手話通訳が少ない上、手話通訳派遣の調整やサービスの提供時間がニーズを充足できていない現状があります。
- 手話をコミュニケーション手段にできない聴覚障害者には要約筆記なども必要であり、今後は後期高齢者が一層増えることが予想される中で、こうしたコミュニケーション支援の人材育成は重要となっています。
- 聴覚障害者の行動は広範囲にわたることから、市域を越えた広域的な連携も課題となります。
- 聴覚障害以外にも、失語症などコミュニケーションが難しい障害者もあり、その障害特性から社会参加が制限されるなど、困難を抱えている現状があります。
- 障害者の地域での生活や社会参加活動を支援するためには、鉄道やバスなどの公共交通機関に対し、移動の障壁（バリア）となっているものの除去を促していくとともに、移送サービスの整備充実を図る必要があります。

【施策の基本方針】

コミュニケーションや移動は社会生活の基本であり、障害のない人にとっても障害者との意思疎通や交流・活動に不可欠なものとして認識し、様々な場面を想定しながら、それを支援できる体制づくりに努めます。



【施策の概要】

(1) コミュニケーション支援体制の充実

すべての人の日常生活の基本として、コミュニケーションのためのきめ細かい支援が

得られるよう、手話通訳や要約筆記、失語症会話パートナーなどの人材育成を図るとともに、その派遣体制の充実に努めます。

(2) コミュニケーション支援の調整機能の充実

支援人材の不足や障害者の行動範囲の拡大を踏まえ、人材派遣のコーディネート機能の充実を進めます。

(3) 移送サービスの充実

徒歩以外の移動を支援するため、公共交通機関や福祉有償運送などの充実促進や、福祉タクシーや移送費助成などの移送サービスの充実に努めます。

<重点事業>

事業名(担当課)	8 失語症会話パートナー派遣事業	福祉部 障害者支援課		
事業概要	失語症会話ボランティア養成講座を修了した失語症会話パートナーと失語症のある方々が公共施設に集まり、コミュニケーションを補いながら社会参加を促進します。また、失語症会話パートナーを高齢者施設等に派遣し、会話の場を提供します。			
指標等	会話パートナー派遣人数			
	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	108 人	130 人	130 人	130 人

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
12 福祉タクシー事業	福祉部 障害者支援課	重度障害者が通院または会合等においてタクシーを利用する場合、利用者の経済的負担を軽減するためにタクシー料金の2分の1を助成します(限度額有り)。
13 NET119	消防局 指令課	聴覚や言語に障害のある方を対象として、携帯電話やスマートフォンからインターネットを利用して119番通報ができる「NET119」の利用登録を行います。

第4節 相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～

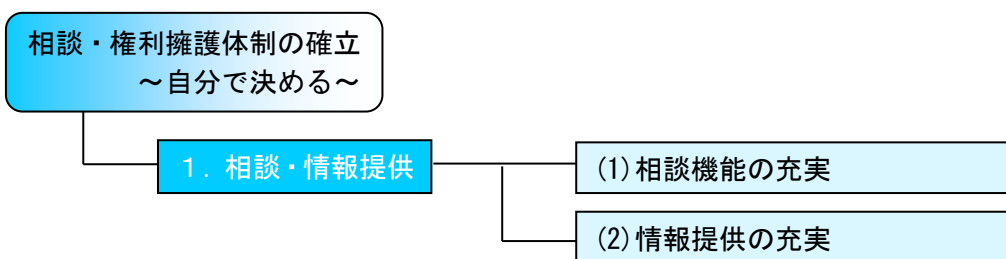
1. 相談・情報提供

【現況と課題】

- 利用者主体で福祉サービスを選び、活用していくためには、制度やサービスなどに関する適切な情報の提供とともに、相談支援専門員を始めとしたケアマネジメントの視点を持って計画相談支援に対応できる人材が必要となります。
- 相談窓口の数は増えてきましたが、誰がどのように利用できるのか、また、利用したい窓口がどこにあるのか分かりづらいとの指摘もあります。
- 専門的な相談対応や障害者同士によるピアカウンセリングについての取り組みも十分とは言えない現状があります。
- 多様な支援者の連携により市全体で重層的かつきめ細かな体制をつくる必要があり、相談をどのように受けてどう調整するか、全体的な考え方を整理することが重要になっています。
- 日常的な情報提供については、広報いちかわやテレビ・インターネットを通じた情報アクセシビリティの向上をはかるとともに、情報活用能力や個人情報の保護に十分に配慮しながら、わかりやすい情報整理や提供方法に努めることなどが必要になっています。

【施策の基本方針】

ケアマネジメントに対応できる人材の育成を進めながら、身近で気軽に相談できる環境を整備します。また、本人の意思による選択・決定を促進するため、日常生活や福祉サービス等に関する情報（選択肢）をできる限り多く提供し、これを容易に入手できるような環境整備に努めます。



【施策の概要】

(1) 相談機能の充実

誰もが身近なところで気軽に相談できるよう、相談窓口に関する情報提供や各種相談員の質の向上を促しながら、指定相談支援事業者も含めた関係機関相互の連携により、市全体としての相談体制の構築を図ります。また、広い意味でのケアマネジメント機能強化の視点から、相談支援専門員を始めとする専門性を備えた相談支援に対応できる人材の育成を行います。さらに、当事者の視点によるピアカウンセリングや家族への研修の機会の充実などの多様な相談機能の拡充を進めます。

(2) 情報提供の充実

情報の入手に様々な制約のある障害者のニーズに対応できるよう、障害者施策や福祉サービス、地域での暮らしなど、多様な情報について、広報いちかわや説明会、市公式Webサイトなどの多様な機会や媒体を通じて提供していきます。

<重点事業>

事業名（担当課）	9 相談支援グループスーパービジョン	福祉部 障害者支援課		
事業概要	自立支援協議会の相談支援部会を受け皿にして、指定相談支援事業所が困難や迷いを感じた事例を提出し、相互に助言を行うことで支援の質の向上をはかるとともに地域の課題を集約します。			
指標等	実施回数			
	延べ事例提出事業所数			
	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	12 回	18 回	18 回	18 回
	26 箇所	36 箇所	36 箇所	36 箇所

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
14 障害児者相談支援ガイドライン研修	福祉部 障害者支援課	自立支援協議会の相談支援部会を中心に、障害者（児）相談支援事業に従事する関係者の申し合わせ事項としてのガイドラインを作成・改訂し、それに沿った研修を実施することにより、相談支援の担い手の確保と育成をはかります。

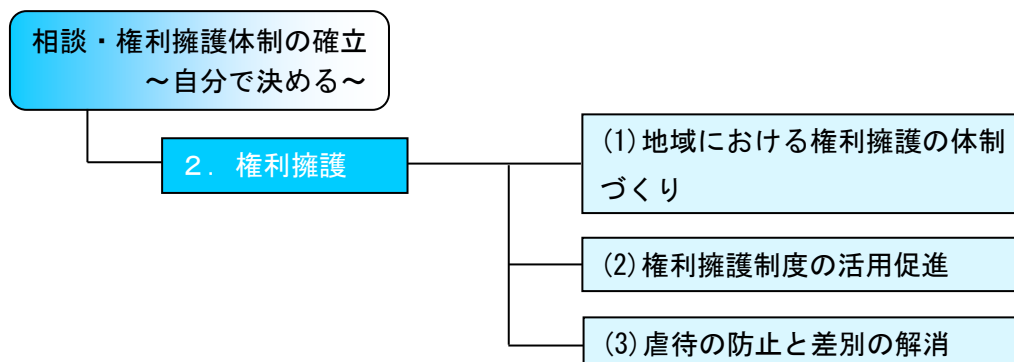
2. 権利擁護

【現況と課題】

- 地域での暮らしのなかで、障害者は多くの権利侵害や差別に出会う可能性があるため、学校や事業者、専門機関などの連携を促し、権利擁護の体制づくりを進める必要があります。
- 平成 24 年 10 月の障害者虐待防止法の施行に伴い、障害者支援課内に市川市障害者虐待防止センターを設置しました。現在、相談窓口については、平成 29 年度から開設している基幹相談支援センター「えくる」内に設置されています。
- 平成 25 年 9 月より市川市社会福祉協議会に「後見相談担当室」を設置し、成年後見制度に関する相談業務や周知・啓発を行っています。また、平成 28 年度からは市民後見人養成講座を開講し、市川市社会福祉協議会において法人後見の実施に向けた体制整備を行っています。
- 平成 28 年 4 月の障害者差別解消法の施行に伴い、障害者支援課内に相談窓口を設置し、差別的取扱い及び合理的配慮の提供に関する相談を受け付けています。
- 意識調査の結果では、障害者手帳を持たない市民において、上記の障害者虐待防止法や障害者差別解消法についての認知度は 10～20%程度と低く、法律や制度の認知が進んでいない現状があり、今後の周知が課題となっています。
- 成年後見制度利用促進法が制定され、障害者や家族の高齢化に伴い、財産管理とともに身上監護の視点からも、今後より一層の利用促進がはかられることとなります。その受け皿となる第三者後見人については、その数が不足することが見込まれ、更なる市民後見人の養成とその活用が望まれています。

【施策の基本方針】

障害者が地域のなかで安心して暮らしていけるよう、市民の理解を促すとともに、権利擁護の仕組みを整え、虐待や差別などの問題に迅速に対応できる体制の充実に努めます。



【施策の概要】

(1) 地域における権利擁護の体制づくり

地域生活の中で出会う様々な権利侵害などに対応できるよう、学校や事業所、専門機関などの連携を促進するとともに、地域での権利擁護の体制づくりを図ります。

(2) 権利擁護制度の活用促進

本人が判断を下すことが困難な障害者を対象とした成年後見制度のほか、福祉サービス利用援助事業などの活用を促進するとともに、苦情解決のための仕組みや地域の緊急連絡先についての周知を徹底します。

また、成年後見制度の活用を促進するため、後見センターの設置を目指し、市民後見人の養成を含む第三者後見人の人材確保と、法人後見受任のための体制整備を進めます。さらに、成年後見制度利用促進法に基づく市町村計画の策定について検討していきます。

(3) 虐待の防止と差別の解消

虐待を未然に防止する観点からも、市川市障害者虐待防止センターを設置し、虐待に関する通報、届け出、支援などの相談を受け付け、被害者や家族などを支援するために関係機関と連携して対応します。また、「市川市家庭等における暴力等対策ネットワーク会議」を障害者差別解消法に基づく差別解消支援地域協議会に位置づけ、障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決の取組を進めます。

<重点事業>

事業名（担当課）	10 成年後見制度利用支援事業	福祉部 障害者支援課 介護福祉課		
事業概要	知的障害や精神障害及び認知症などの理由で判断能力が十分でない人が成年後見制度を活用するためのPRや啓発活動、相談支援等の業務を市川市社会福祉協議会に委託して実施します。また、経済的理由により、支援が必要な方へは経費の助成を行います。			
指標等	相談実件数（障害分）			
	啓発回数			
	現況	活動指標		
	平成28年度	30年度	31年度	32年度
30件	60件	60件	60件	
7回	10回	10回	10回	

＜その他の事業＞

事業名	担当課	事業概要
15 障害者虐待防止センター	福祉部 障害者支援課	虐待防止センターの窓口として、通報・相談の受理及び初期調査の役割を基幹相談支援センターに委託し、被害者や家族などが必要な支援を受けられるように、関係機関などと連携をして対応します。
16 障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消に関する会議	福祉部 障害者支援課	障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消を目的として、「市川市障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消に関する会議（実務者会議）」を設置し、地域の関係者を交えて、必要な協議を行います。

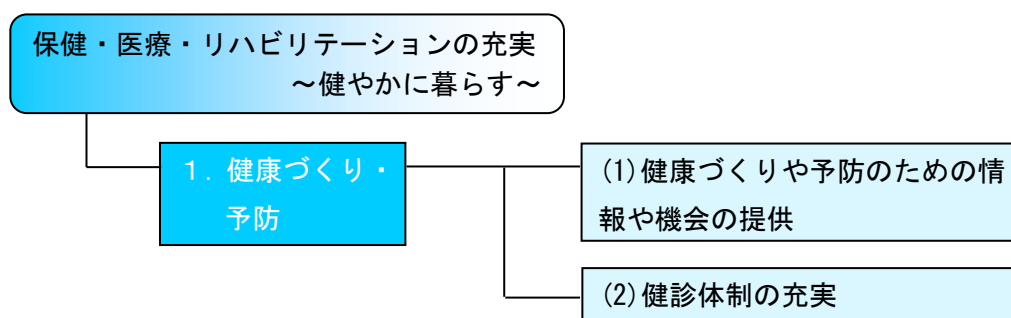
1. 健康づくり・予防

【現況と課題】

- 障害の原因となる疾病などの早期発見・治療はもちろんのこと、健康的な日常生活を送るための取り組みが必要となりますが、その方法はライフステージや障害によって多様です。
- 通所施設や入所施設別の健康診断や検診はありますが、基本的に学校卒業後の健康管理は本人次第となっており、サービスを提供している施設も少ないのが現状です。
- 特に知的障害者や精神障害者などは、その障害特性によりこうした機会を利用しにくいという実態があることから、今後は日常的な健康管理のためのケアや健康診断・検診を利用しやすくする実施方法の工夫が必要となっています。
- また、近年、メンタルヘルスの維持・向上については職場や地域社会で大きな問題となっており、その対策が求められています。

【施策の基本方針】

人生を通じて最も基本的なニーズである健康を維持するため、誰でも気軽に、障害の特性にも配慮された方法で日常的に必要な情報やアドバイスが得られるような環境整備に努めます。



【施策の概要】

(1) 健康づくりや予防のための情報や機会の提供

誰もが最も基本的な健康管理を日常的に行えるよう、食事や運動などのアドバイスや相談を身近できめ細かく受けられる環境を整えるとともに、健康や予防に関する講習や健康づくりプログラムなどを実施し、健康づくりや予防のための情報や機会の提供に努

めます。また、心の健康を維持するために、身近な人の悩みやサインに気づき、適切な対応のできるゲートキーパーを養成します。

(2) 健診体制の充実

疾病などの予防や早期発見のため、利用しやすい方法を工夫しながら、健康相談、健康教育、健康診査、訪問指導などの事業を実施します。また、専門的な人材も活用しながら、より身近な地域でこうした機会が得られるよう、一般の病院への協力も働きかけていきます。

<重点事業>

事業名(担当課)	11 ゲートキーパー養成研修	保健部 保健センター 健康支援課		
事業概要	専門職だけでなく民生委員などの市民を対象に、悩んでいる人に関わるあらゆる分野で、自殺につながるサインや状況を早期に発見し、適切な対応を図ることができる人材を育成するための研修会等を実施します。			
指標等	研修の開催回数			
	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	2 回	2 回	2 回	2 回

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
17 健康教育事業	保健部 保健センター 健康支援課	ライフステージに応じて、保健・栄養・歯科の事業や情報提供を通して健康づくりや病気予防を図ります。

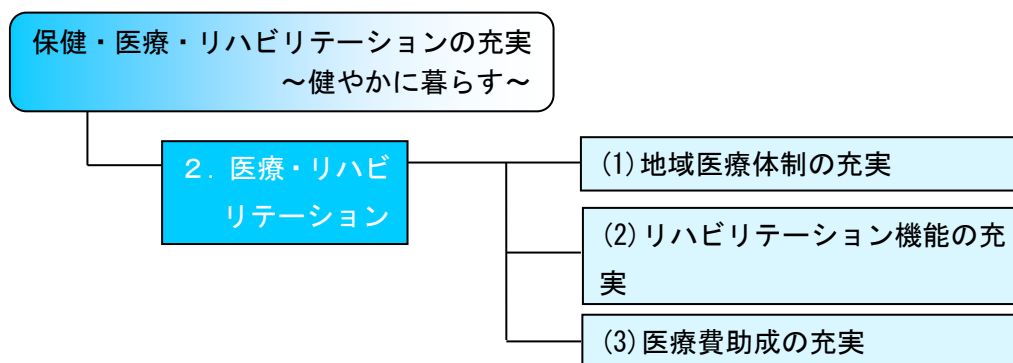
2. 医療・リハビリテーション

【現況と課題】

- 障害者が地域で暮らしていくためには、身近な地域にリハビリテーションを容易に行える体制があり、心身機能を維持・調整していくことが重要です。
- 障害に対する理解や知識、技術のある専門家などの体制が十分に整った医療機関は限られており、受診にあたっては非常に時間を要するなど、障害者が利用しやすいとはいえない現状があります。
- 特に重症心身障害児・者のためのリハビリテーション機能や精神障害者のための救急機能などは身近に対応できる機関が少なく、本人や家族の不安は大きくなっています。
- 医療行為が必要となる障害の場合、乳幼児期の母子保健、学齢期の教育、施設入所中など、本人の置かれた状況やライフステージに応じて医療機関との連携が重要です。
- 途中で障害を受けた場合には、精神面でのリハビリテーションなども必要となり、きめ細かい支援が求められます。
- 医療費助成については、今後も制度の変化に合わせながら、適切な助成を続ける必要があります。

【施策の基本方針】

障害者が心身機能を維持・調整していくためには医療・リハビリテーションが不可欠なことから、できるだけ身近で、そのサービスを利用することができるよう、医療関係者だけでなく家族や支援者など地域で関わる人々の障害への理解促進や専門家の育成・確保、地域生活支援との連携を進めます。



【施策の概要】

(1) 地域医療体制の充実

身近な場所で医療に関する専門的な相談ができるよう、医療機関との連携を深めるとともに、医師や看護師、ヘルパーが障害への理解を深めるための講習や、医療機関における様々な障害特性に配慮した情報提供やコミュニケーション支援について、医療機関への協力の働きかけを行います。

(2) リハビリテーション機能の充実

障害者が日常的に、身近な地域においてもリハビリテーションが行えるよう、地域で関わる人々を主体とした環境整備に努めるとともに、重症心身障害児・者や精神障害者などに対しても、広域的なバランスも考慮した専門的機能の連携・支援や整備の誘導に努めます。また、その中で、中途障害に対する精神的な支援を含むリハビリテーションの実施も促進します。

(3) 医療費助成の充実

法改正などに伴う制度の変化に合わせ、自立支援医療の適切な支給とともに、各種の医療費の助成を行います。

<重点事業>

事業名（担当課）	12 身体障害者地域リハビリテーション体制整備事業	福祉部 障害者支援課		
事業概要	障害のある方の身体機能及び生活機能を維持するために、理学療法士・作業療法士が、地域の通所施設等への巡回、戸別訪問などにより相談・助言を行い、地域におけるリハビリテーション体制の整備を進めます。また、本市における地域リハビリテーションのネットワークづくりを進めるために、地域生活支援に関わる関係者とリハビリテーション情報交換会を開催し、地域におけるニーズや課題について検討します。			
指標等	情報交換会の開催回数			
	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	—	2 回	2 回	2 回

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
18 医療的ケアに関する研修	福祉部 障害者支援課	医療的ケアを要する障害者（児）に対する支援に関する研修を行い、関係者の意識を高め、知識・技術の向上を図ります。

19 ピアカウンセリング事業	福祉部 障害者支援課	障害者がピア（仲間）として障害者の相談を受け、相談者のエンパワメント（自ら生きる力を獲得すること）を引き出す等により、障害者の生活を支援します。
20 重度心身障害者医療費助成事業	福祉部 障害者支援課	身体障害者手帳1・2級、療育手帳④、Aの1を所持している方等に対し、医療費の保険適用における通院、入院の自己負担を助成します。

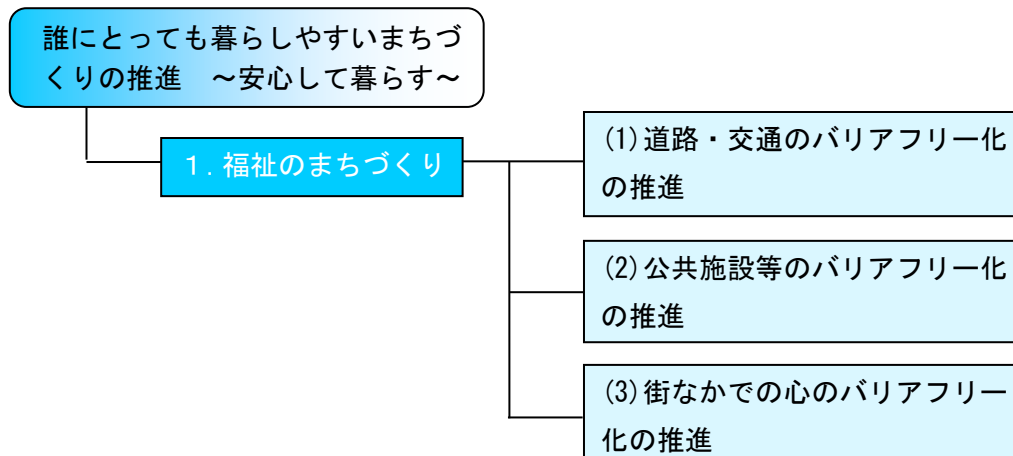
1. 福祉のまちづくり

【現況と課題】

- 環境のあり方が障害の大きさに影響を与えているという考え方（社会モデル）が現在の国際的な標準となっており、これは、社会的な障壁を取り除くこと、すなわちバリアフリー化が障害自体を小さくすることを意味しています。また、バリアフリー化の結果、障害者の社会参加の場が広がることは生活の質の向上にもつながります。
- 今後は、バリアフリー化だけでなく、こどもから高齢者まで、また、障害がある人もない人も暮らしやすいまちづくり、すなわち、まちのユニバーサル化を考慮することも求められています。
- 市内の歩道整備については、主要駅周辺を重点整備地区として段差の解消や歩道の平坦性の確保などのバリアフリー化を進めていますが、車椅子使用者や視覚障害者などだけでなく、高齢者やベビーカーで移動する人、こどもにとっても安全で快適に歩けない状況の箇所も一部にはあるのが現状です。また、違法駐輪やはみ出した看板、商品などで歩道がふさがれたり、マナーの良くない自転車などにより安心して歩けない歩道も一部にあります。
- 今後は、道路や建築物などの連続的なバリアフリー化を促進する中で、道路や歩道を利用する人々の意識の向上を促し、心のバリアフリー化を進めていくことも求められています。

【施策の基本方針】

障害者が地域で暮らし、活動するための基本となる道路・交通面を中心とした連続的なバリアフリー化を計画的に推進するとともに、障害者の移動を助ける市民の意識を醸成します。



【施策の概要】

(1) 道路・交通のバリアフリー化の推進

誰もが安心して道路を利用できるよう、重点整備地区（主要駅周辺の半径 500m 以内）において、段差解消や視覚障害者用誘導ブロックの設置などの歩道整備を計画的に推進します。また、自転車走行空間ネットワーク整備計画に基づき、自転車道等を歩道と分離して整備することにより、誰もが安心して通行できる交通環境を目指します。さらに、歩道上の看板や自転車などの路上障害物等に関して、市民への啓発指導や撤去を行い、安全な歩行空間の確保に努めます。

(2) 公共施設等のバリアフリー化の推進

基本的なまちの機能を誰もが利用できるよう、利用客の多い駅のエスカレーター・エレベーター設置を促進するとともに、公共施設のバリアフリー化や、文字表示・音声ガイドなどの規格化と整備を進めます。また、平成 32 年に完成の予定されている市役所新庁舎をはじめ、民間の商業施設や金融機関など、誰もが日常的に利用する施設については、「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づいて、バリアフリー化への取り組みを促します。

(3) 街なかでの心のバリアフリー化の推進

地域の理解や交流の促進によって、障害者の地域での生活を支援する意識を醸成し、街なかでの障害者への心遣いや道路や歩道利用時のマナーの向上を促進します。

<重点事業>

事業名（担当課）	13 新第1庁舎整備事業	街づくり部 新庁舎建設課		
事業概要	市川市役所新第1庁舎の新築に伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）及び千葉県福祉のまちづくり条例に基づき、多機能トイレの設置及び点字ブロックや案内設備等の設置を行います。			
指標等	多機能トイレの設置箇所数			
	現況	活動指標		
	平成28年度	30年度	31年度	32年度
	—	工事中	工事中	7箇所

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
21 人にやさしい道づくり重点地区整備事業	道路交通部 道路建設課	「市川市交通バリアフリー基本構想」に基づき、主要駅周辺の半径500m以内を重点整備地区とし、歩道の段差解消、平坦性の確保等のバリアフリー化を進めます。
22 公園施設バリアフリー事業	水と緑の部 公園緑地課	都市公園の出入り口部分の段差解消とスロープ化や手すりの設置により、誰もが安心して利用できる公園を目指します。

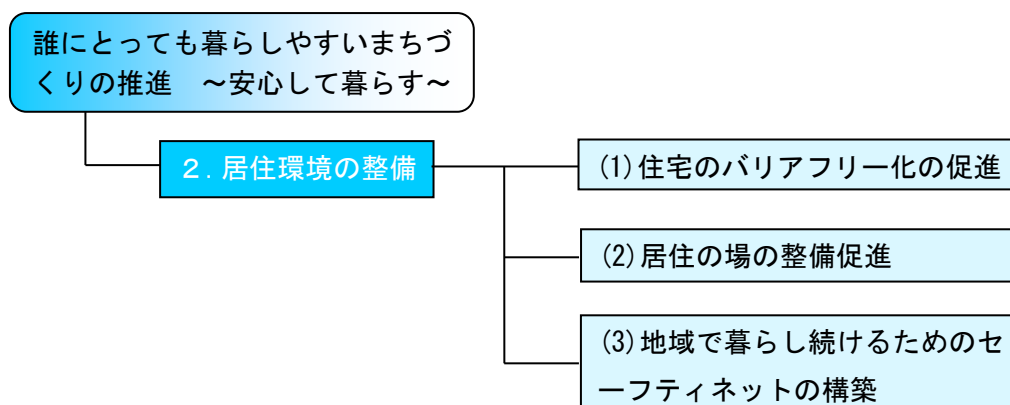
2. 居住環境の整備

【現況と課題】

- 障害者が地域で暮らしていくためには、安心して住み続けることのできる住居が不可欠です。
- 市ではこれまでも、誰もが安心して住み慣れた家に住み続けられるよう、住宅改修などを促してきましたが、今後も引き続き高齢化などへの対応として、住宅内のバリアフリー化を促進する必要があります。
- 住み慣れた地域で暮らし続けたい希望がある一方で、身近な場所に居住の場が不足していることや、家族等の高齢化による介護力の低下を背景にした需要の高まりなどから、グループホームなどの整備の促進や支援付き住宅などの新しい暮らしの場を検討する必要もあります。
- 地域での暮らしを実現するためには、一般住宅や公営住宅の賃貸契約などにおける手続き上の支援や、地域の中で継続して暮らしていくための緊急連絡先の確保や公的保証人制度などのセーフティネットの構築も重要な課題になっています。

【施策の基本方針】

住み慣れた地域で、誰もができる限りその人らしい暮らしを送れるよう、住宅改修を促進するとともに、ニーズに応じた住まいの確保を支援します。また、地域に暮らし続けるためのセーフティネットの構築を関係機関の連携により進めます。



【施策の概要】

(1) 住宅のバリアフリー化の促進

住宅改修に関する改修費に対する助成制度の活用を促進し、生活の最も基本となる住宅の安全性と快適性の向上を図ります。

(2) 居住の場の整備促進

施設や病院に入所・入院している障害者の地域への移行や、保護者の高齢化等による介護力の低下に対応できるよう、グループホームなどの居住の場の整備を促進します。また、住宅確保要配慮者に向けた賃貸住宅の登録制度などを活用することで、一般住宅への入居を促進します。

(3) 地域で暮らし続けるためのセーフティネットの構築

公営住宅や民間の賃貸住宅等への入居が困難にならないよう、支援する人材の確保や仕組みづくりに取り組むとともに、地域住民に対して正しい理解を促しながら、地域で暮らし続けることを可能にするため、緊急連絡先の確保や公的保証人制度などのセーフティネットを構築していきます。さらに、庁内の関係部署で構成する住まいに関する検討組織等において、今後の市における居住支援の方向性の検討を進めます。

<重点事業>

事業名(担当課)	14 住まいに関する検討会議の開催	福祉部 福祉政策課		
事業概要	地域における住まいの課題への対応を目的に、庁内の関係部署が連携して協議を行います。			
指標等	開催回数			
	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	—	2 回	2 回	2 回

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
23 あんしん住宅推進事業	街づくり部 街づくり推進課	住宅ストックの良質化に資するため、自身が所有・居住する住宅（戸建て及び分譲マンション専有部）において、バリアフリー、防災性向上、省エネ、子育てに対する配慮のいずれかの分野で行う改修工事費用の一部を補助します。また、分譲マンション共用部分等のバリアフリー又は浸水対策工事費用の一部についても補助を行います。
24 民間賃貸住宅家賃等助成事業	福祉部 市営住宅課	民間賃貸住宅の取り壊し等により、他の民間賃貸住宅に転居する高齢者及び心身障害者の家賃等の差額を助成します。

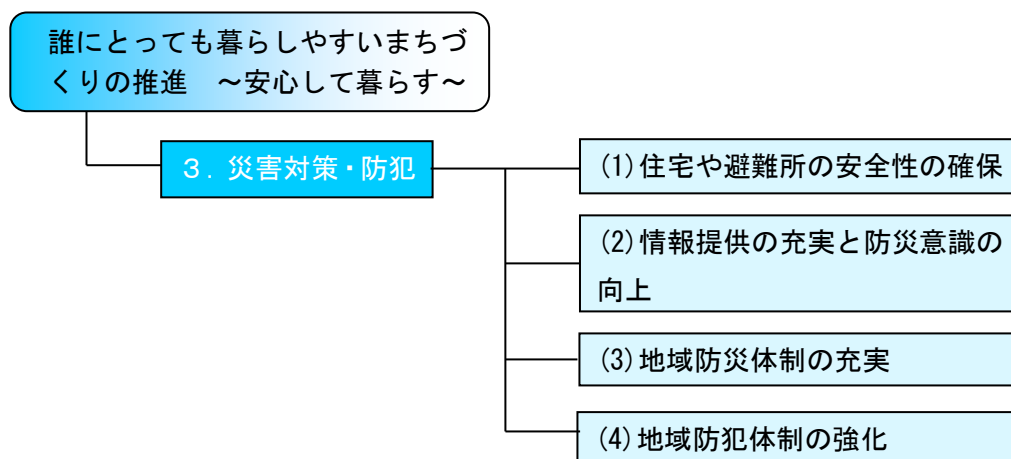
3. 災害対策・防犯

【現況と課題】

- 災害時には短時間での救助が重要となりますが、迅速に避難ができず援護が必要な障害者にとって、暮らしている身近な地域との関わりが重要になります。
- このため、地域のどこに支援を必要とする人がいるのか、災害時には誰が支援に向かえるのか、どこに避難すれば良いのか、といった情報を体系的に整理しておくことが重要です。しかし、その際には個人情報保護への配慮が求められることから、関係機関との情報共有が課題となっています。
- 災害時には、自治会などの身近な地域における“共助”が重要であり、自治会の中で組・班のような単位で助け合える体制を作っておくことも必要となります。
- 避難場所などではハード面でのバリアフリー整備はもちろん、避難中の災害情報の提供方法や移動手段の確保においても、障害者へのきめ細かい配慮が必要です。
- 近年の甚大な地震災害の教訓からも明らかなように、避難生活が長期化した場合の支援策も課題となります。
- 今後は施設や病院からの地域移行が一層促進されることが想定されますが、これに伴い障害者が犯罪に巻き込まれる危険性が高まってくることから、障害者が被害に遭わないよう、地域における防犯体制の強化が求められています。

【施策の基本方針】

障害者にとっての“安全なまち”とは“安全な地域”であることから、地域単位での相互支援体制づくりや住民の自主的な活動を支援（補完）するため、必要な設備・備品等や情報システムなどの整備を計画的に進めるとともに、市役所における体制の充実を図ります。



【施策の概要】

(1) 住宅や避難所の安全性の確保

迅速な避難が難しい障害者の被災を軽減するため、障害者の暮らす住宅の耐震化に取り組むとともに、避難所における安全性を確保するため、バリアフリー化や障害に配慮された設備等の設置を促進します。

(2) 情報提供の充実と防災意識の向上

平時からの防災知識の普及啓発を図るため、障害特性に応じた情報提供に努めるとともに、障害者も参加しやすい防災・避難訓練の実施やその効果の検証を行います。また、災害時の避難所でのコミュニケーション支援や障害者に配慮した情報提供に向けた体制づくりを進めます。

(3) 地域防災体制の充実

地域での自主防災組織づくりを積極的に促します。また、日ごろから要配慮者への支援の仕組みづくりを進めます。さらに、災害時には、地域での安否確認・情報伝達体制の確立や、福祉避難所の設置、福祉用具等物資の供給、医療機関との連携、精神的な支援など、要配慮者に対する適切な支援体制の整備に努めます。

(4) 地域防犯体制の強化

地域生活の中で犯罪に巻き込まれないよう、まちの安全パトロールなどへの取り組みを通じて、地域の防犯力の向上に努めます。

<重点事業>

事業名（担当課）	15 避難行動要支援者対策事業	福祉部 地域支えあい課 障害者支援課		
事業概要	<p>災害の発生、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な方の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する「避難行動要支援者」を把握し、避難の支援等を実施するための名簿を作成します。</p> <p>また、制度の改正に伴い、「地域全体で助け合う『共助意識』」、「支援を受けるため自ら地域とつながりを持つ『自助意識』」の向上を推進し、「避難行動要支援者名簿」を活用したいと考える避難支援等関係者へ提供する体制整備をします。さらに、平時における地域のつながりを促進します。</p>			
指標等	新制度施行後の名簿登録者数の増加率（対平成30年度比・障害分）			
	現況	活動指標		
	平成28年度	30年度	31年度	32年度
	—	新制度施行年度の名簿登録者数	+3%	+5%

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
25 福祉避難所	福祉部	災害時において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方の生活環境が確保されるよう、円滑な利用の確保等の体制整備に努めます。
26 災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	危機管理室 地域防災課 福祉部 福祉政策課	災害時に、避難所等で必要とされる介護用品、衛生用品等の福祉用具等を速やかに供給されるよう、一般社団法人日本福祉用具供給協会と協定を結び、平時から防災啓発事業や防災訓練を実施します。
27 総合防災訓練の実施	危機管理室 地域防災課	震災時における「自助」・「共助」・「公助」の連携強化を図ることを目的に、初期消火、応急救護、煙体験などの市民参加・体験型訓練や各学校での防災拠点・避難所運営訓練、関係機関との無線通信訓練を実施します。
13 NET119（再掲）	消防局 指令課	聴覚や言語に障害のある方を対象として、携帯電話やスマートフォンからインターネットを利用して119番通報ができる「NET119」の利用登録を行います。

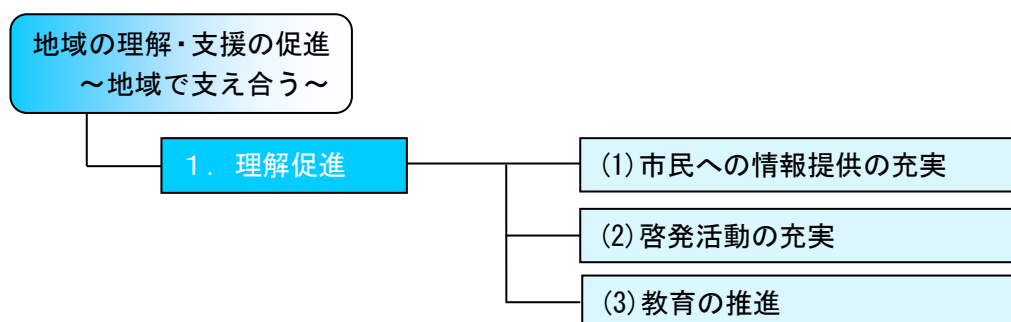
1. 理解促進

【現況と課題】

- 平成 23 年に障害者基本法が再改正され、「共生社会の実現」という目的のもとに差別禁止と権利擁護が改めて規定され、平成 28 年には障害者差別解消法が施行されましたが、障害者に対する人々の偏見や誤解は依然として存在しています。
- 障害者が地域での生活を実現するためには地域の理解が不可欠ですが、身近にいても直接の関わりのない人が障害についてよく知らないことも当然といえます。
- 少子高齢社会を迎え、価値観の多様化などが進む中、住民一人ひとりが互いを尊重し合い、その能力を活かし合いながら、地域において共に暮らしていくあり方を構築していくことが求められるようになっており、その意味でも、すべての市民が対等に主体的に社会参加する機会が確保されるノーマライゼーション社会を実現する必要性は増えています。
- 特に、多様な媒体による身近な情報の提供や、これから理解や認識を形成することもたちに対する適切な教育など、様々な機会を通じて人々の理解を深めていくことが重要です。

【施策の基本方針】

障害者の実状について、できる限り多くの機会を通じて正確な情報を伝えるとともに、こどもの頃から正しい理解を育む教育を進めます。



【施策の概要】

(1) 市民への情報提供の充実

広報いちかわや市公式 Web サイト等により、障害に関する正しい知識や理解を深めるための様々な情報を提供するとともに、地域のマスメディアの活用などを通じて、市民

への日常的な情報提供の充実に努めます。

(2) 啓発活動の充実

実際の交流の中で、市民が障害者に対する理解を深められるよう、障害者週間などの機会を通じてイベントを開催するとともに、市民による交流活動の充実に促進し、こうした機会について積極的なPRを図ります。また、障害に関するマークなどについても、市民に対し、周知をはかっていきます。

(3) 教育の推進

これからの社会を担う子どもたちが障害に対して正しい理解を身につけていくよう、学校における福祉教育や障害理解教育を積極的に推進するとともに、社会教育における人権教育や、当事者団体やボランティア、企業などによる継続的な福祉教育が進められる環境づくりに努めます。

<重点事業>

事業名(担当課)	16 障害に関する理解啓発事業	福祉部 障害者支援課		
事業概要	障害に関する理解を目的とした行事を開催し、市民に対する意識啓発をはかります。			
指標等	開催回数			
	参加人数			
	現況	活動指標		
	平成28年度	30年度	31年度	32年度
	1回 250人	1回 300人	1回 300人	1回 300人

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
28 市新規採用職員に対する研修	福祉部 障害者支援課	市の新規採用職員に対する研修において、障害に関する理解を深めるためのカリキュラムを設けます。
29 市職員に対する研修・啓発	福祉部 障害者支援課	市の全職員を対象とした、障害に関する理解を深めるための研修・啓発事業を実施します。
30 福祉教育の推進	学校教育部 指導課	各小中義務教育学校において、総合的な学習の時間等を中心として年間指導計画を作成し、社会福祉協議会など関係機関との協力を得ながら、高齢者や障害のある方などとの交流やボランティア活動等に取り組み、福祉教育を推進します。

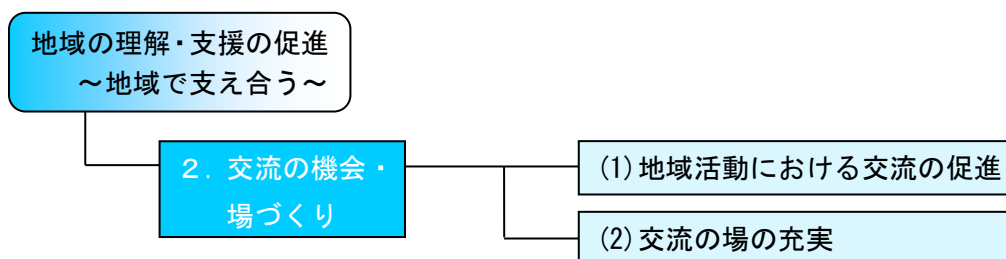
2. 交流の機会・場づくり

【現況と課題】

- 地域においても、地域の課題を克服していくため、より多くの住民の地域活動への参加が求められており、障害者も地域を支えるという視点（共助・共生）を持って、積極的に参加できるような環境整備を行うことが必要となっています。
- このためには、まず当事者と地域住民が顔の見える関係になることが必要ですが、現在は施設職員やボランティアなど、障害者を理解しようとする人との関係が中心となっています。
- 障害者に対する理解を深めるためには、障害者自らが情報を発信し、地域ケアシステムなどを通じて地域の交流などにも積極的に参加していくことが重要になっており、このためには、家族や周囲の人などの理解と後押しも重要です。
- 意識調査の結果からも、障害のない人にとって、何らかの交流体験が日常生活の中での助け合いの意識や行動に結びついていることがうかがわれ、直接交流する機会や場づくりが必要となっています。

【施策の基本方針】

支援する人と支援を受ける人という関係から一旦離れて、互いが一人の人として理解できるよう、あらゆる場面を通じて、当事者の情報発信や直接の交流の機会づくりを促進するとともに、障害者との交流の場が地域づくりの核の一つになるような環境づくりを進めます。



【施策の概要】

(1) 地域活動における交流の促進

学校での福祉教育・障害理解教育や、自治会等による防災訓練やパトロールなどの地域活動への当事者自らの参加を積極的に促進するとともに、それを支える家族や支援者の協力（パニック時の対処法カードの作成等）を促進します。また、自治会等における障害者に対する理解を促進し、地域活動のあり方の検討や支援体制の確立を促すととも

に、地域ケアシステム推進連絡会などと連動し、地域住民と事業所との交流・連携を促進します。

(2) 交流の場の充実

地域づくりの核の一つとして、障害の有無や種類に関係なく、誰もが交流できる地域の拠点機能の充実を図ります。

<重点事業>

事業名(担当課)	17 福祉の店運営支援事業	福祉部 障害者支援課		
事業概要	障害者の社会参加と工賃向上を目的に、障害者施設等の障害者が製作する物品を販売する「福祉の店」の運営を支援します。			
指標等	出店回数			
	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	215 回	270 回	270 回	270 回

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
31 地域ケアシステム推進事業	福祉部 地域支えあい課	地域ケアシステムは市内 14 の「地区社会福祉協議会」が活動主体となり、地域住民や団体、市川市社会福祉協議会と行政が協働し、「支え合い・助け合いの地域づくり」のための様々な取り組みを実践しています。重要な取り組みの一つとして、地域の課題を話し合う「地域ケアシステム推進連絡会」が地区ごとに開催されており、こうした会議に障害者団体が参加することで、障害者と地域との交流の機会が増大し、地域の理解・支援が促進されることが期待されます。
32 里見祭ハートフルツアー	福祉部 障害者支援課	障害に対する理解を深めること及び当事者が学生と交流することを目的に、和洋女子大学里見祭に、市内障害者施設に通所・入所する障害者が参加し、学生の案内により学内を散策します。

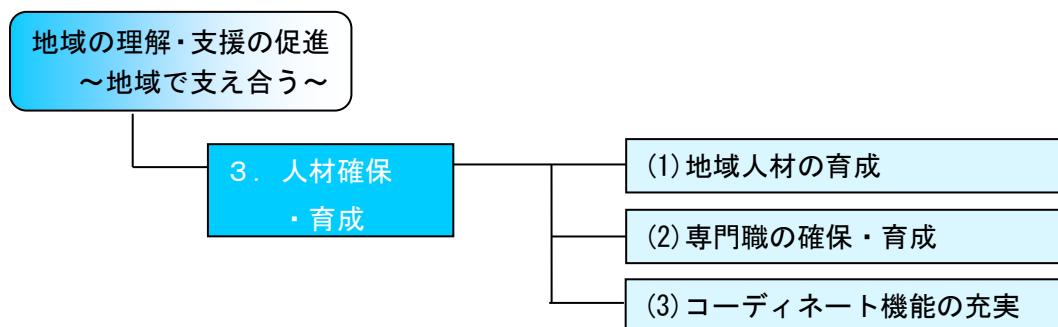
3. 人材確保・育成

【現況と課題】

- 障害者の生活を支えるには、地域住民の理解を基本として、その中から具体的に活動に関わるボランティアなどの地域人材と、関連施設や機関で業務に従事する多様な専門職の双方が必要です。
- 事業所が職員を募集しても、なかなか応募がないなど、福祉人材については、労働条件の厳しさや離職率の高さが問題となっており、報酬改定や処遇改善が望まれています。
- 職員などの現場従事者の一層の資質向上のためには、当事者や団体との交流を通じて、当事者の真のニーズを捉えることも求められています。
- 今後は、障害者自身も当事者活動のプロであるという認識を持ち、支援する側の人材としても捉えていく必要があります。
- 今後は、こうした多様な支援者を、お互いが助け合えるように有機的につなぎ、それぞれの特性を活かしていくことが必要です。

【施策の基本方針】

障害者の地域での生活を支える人材として、地域におけるボランティアの育成を進め、専門家・専門機関の充実を促進するとともに、地域の人材と専門職をつなぐコーディネート機能の充実に努めます。



【施策の概要】

(1) 地域人材の育成

支援したいという気持ちを持つ地域住民が、ボランティア活動へのきっかけをつかめるよう、既存のボランティアグループに関する情報の提供やボランティア講座の充実に努めます。

(2) 専門職の確保・育成

関係機関等と連携しながら、人材の確保に努めるとともに、当事者による研修会の実施などにより、専門職の質の向上を促進します。また、同じ障害を持つ同世代の自助グループの形成などを通じて、専門職としての当事者の養成を図るとともに、専門機関における当事者職員の雇用などを促進します。さらに専門職を確保するために、国や県の制度などを活用し、研修受講の際の費用助成などについて検討します。

(3) コーディネート機能の充実

地域人材と専門機関を効果的につなぐため、ボランティア活動に関する窓口の整理や情報の集約、人材の紹介など、コーディネート機能の充実を促進します。また、料理や運転など、地域住民一人ひとりが得意なことを活かして支援できる機会を提供できるよう、事業所などでの活用促進を図ります。

<重点事業>

事業名（担当課）	18 障害児者相談支援ガイドライン 研修（再掲）	福祉部 障害者支援課		
事業概要	自立支援協議会の相談支援部会を中心に、障害者（児）相談支援事業に従事する関係者の申し合わせ事項としてのガイドラインを作成・改訂し、それに沿った研修を実施することにより、相談支援の担い手の確保と育成をはかります。			
指標等	平均受講者数			
	現況		活動指標	
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	85 人	85 人	85 人	85 人

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
33 就労支援に関わる研修（再掲）	福祉部 障害者支援課	自立支援協議会の就労支援部会を中心に就労支援にかかわる課題を抽出し、課題に沿った研修を実施することにより、就労支援の担い手の育成を図ります。
34 夏休み体験ボランティア実施事業	市民部 ボランティア・NPO 課	ボランティアやNPOなど市民活動への理解の促進や参加啓発を目的に、ボランティア活動体験型の啓発事業を行います。

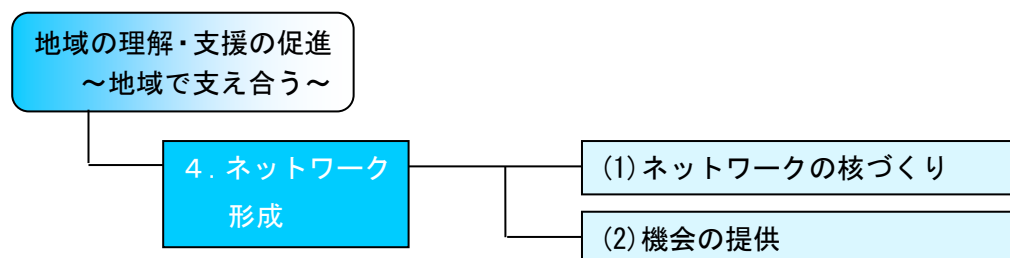
4. ネットワーク形成

【現況と課題】

- 障害者福祉に関わる法制度の改正や社会情勢の変化により、サービス提供主体が一般事業者をはじめ、当事者も含む社会福祉法人やNPO法人、株式会社など、多様化しており、障害者の生活の質を向上していくためには、それぞれの特性を活かしていくことが必要です。
- 様々な障害特性を持つ市内の障害者の当事者団体間の横のつながりを作ることを目的として、平成24年に市川市障害者団体連絡会が発足しました。今後は、それぞれの立場や多様な課題を取りまとめて、主体的な活動を推進していくことが必要となります。
- 今後は、支援者はもちろん、自治会などの地域組織も含め、当事者を中心として、要望するための団体ではなく、共に生きていくためのネットワークの確立が必要となっています。

【施策の基本方針】

障害者が日常生活の中で関わる、できるだけ多くの組織や人がつながり、地域での暮らしを支援する共生のためのネットワークづくりを促進します。



【施策の概要】

(1) ネットワークの核づくり

障害の種類などに関わらず、障害全般に関わる情報が集約・発信できるよう、当事者相互の情報のネットワーク化に努めるとともに、様々な組織・団体を越えて横断的に活動できる人材の育成や、役割分担の仕組みづくりを促進します。また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを中心に、地域の関係機関との連携の強化をはかります。

(2) 機会の提供

組織や団体を越えたネットワークが実効的に機能するよう、計画策定や施策・事業検討段階における意見交換や、当事者、医療、福祉、地域等がテーマを設けて連携・交流

できる機会の提供に努めます。

<重点事業>

事業名（担当課）	19 基幹相談支援センターによるネットワーク構築	福祉部 障害者支援課		
事業概要	地域の関係機関との連携を強化することを目的に、基幹相談支援センター職員が関連会議等へ参加します。			
指標等	基幹相談支援センター職員による関係会議への出席種類数・出席回数			
	現況	活動指標		
	平成 28 年度	30 年度	31 年度	32 年度
	27 種類 128 回	34 種類 160 回	35 種類 166 回	35 種類 171 回

<その他の事業>

事業名	担当課	事業概要
35 障害者団体連絡会運営支援	福祉部 障害者支援課	各障害者団体による意見交換や、共同の取り組みを通して、団体連絡会の主体的なネットワークづくりを後方支援します。
36 市川障害児者相談支援事業所連絡協議会への支援	福祉部 障害者支援課	指定相談支援事業所や、障害者（児）の相談支援にかかわる関係者でつくる「市川障害児者相談支援事業所連絡協議会」の運営を側面支援し、自立支援協議会の相談支援部会との連携をはかります。
37 日本郵便株式会社市川・行徳郵便局との地域における協力	福祉部 介護福祉課 障害者支援課	住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するため、日本郵便株式会社市川・行徳郵便局と地域における協力に関する協定を締結し、郵便局員が業務中に、高齢者や障害者、こどもなどの住民の何らかの異変に気付いた場合に、市に情報提供をしてもらうことにより、地域における見守り活動を行います。

<事業体系> 網掛け部分は重点事業

	施策の展開	事業			
第1節 子育て・教育の充実	1. 子育て支援	1 保育園巡回相談事業			
		1 ライフサポートファイル活用事業 2 地域職員への研修事業 3 放課後保育クラブ事業			
	2. 学校教育	2 特別支援教育推進事業			
		4 特別支援教育連携協議会 5 義務教育学校整備事業			
第2節 社会参加・就労の促進	1. 生涯学習	3 市主催講座・講演等における合理的配慮の推進 6 図書館の障害者資料製作・収集事業			
	2. スポーツ・レクリエーション ・文化芸術活動	4 障害者スポーツ事業 7 障害者文化講座			
		3. 就労支援・雇用促進	5 優先調達推進事業 6 就労支援に関わる研修 8 チャレンジドオフィスいちかわ 9 雇用促進事業（障害者就労支援）		
	第3節 生活支援の充実		1. 福祉サービス	7 精神障害等に関する講演会・研修会の開催 10 高次脳機能障害者支援会議 11 グループホーム等入居者家賃助成事業	
			2. コミュニケーション ・移動サービス	8 失語症会話パートナー派遣事業 12 福祉タクシー事業 13 NET119	
		確立 第4節 権利擁護体制の		1. 相談・情報提供	9 相談支援グループスーパービジョン 14 障害児者相談支援ガイドライン研修
				2. 権利擁護	10 成年後見制度利用支援事業 15 障害者虐待防止センター 16 障害者虐待の防止及び障害を理由とする差別の解消に関する会議

第5節 保健・医療・リハビリテーションの充実	1. 健康づくり・予防	11 ゲートキーパー養成研修
		17 健康教育事業
	2. 医療・リハビリテーション	12 身体障害者地域リハビリテーション体制整備事業
		18 医療的ケアに関する研修
		19 ピアカウンセリング事業
		20 重度心身障害者医療費助成事業

第6節 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進	1. 福祉のまちづくり	13 新第1庁舎整備事業
		21 人にやさしい道づくり重点地区整備事業
		22 公園施設バリアフリー事業
	2. 居住環境の整備	14 住まいに関する検討会議の開催
		23 あんしん住宅推進事業
		24 民間賃貸住宅家賃等助成事業
	3. 災害対策・防犯	15 避難行動要支援者対策事業
		25 福祉避難所
		26 災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定
		27 総合防災訓練の開催
		13 NET119（再掲）

第7節 地域の理解・支援の促進	1. 理解促進	16 障害に関する理解啓発事業
		28 市新規採用職員に対する研修
		29 市職員に対する研修・啓発
		30 福祉教育の推進
	2. 交流の機会・場づくり	17 福祉の店運営支援事業
		31 地域ケアシステム推進事業
		32 里見祭ハートフルツアー
	3. 人材育成	18 障害児者相談支援ガイドライン研修（再掲）
		33 就労支援に関わる研修（再掲）
		34 夏休み体験ボランティア実施事業
	4. ネットワーク形成	19 基幹相談支援センターによるネットワーク構築
		35 障害者団体連絡会運営支援
		36 市川障害児者相談支援事業所連絡協議会への支援
		37 日本郵便株式会社市川・行徳郵便局との地域における協力